

【議題の説明】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第26条第6項において、バリアフリー基本構想策定協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるとなっています。

こうしたことから、委員の皆様には資料2の内容をご確認いただき、別紙回答書にて回答をお願いいたします。

参考

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）一部抜粋（協議会）

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 基本構想を作成しようとする市町村

二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者

三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

今後の進め方（運営）について

令和 2 年度に策定した「促進方針」の更なる内容の拡充を図るため、令和 3 年度では「戸田市バリアフリー基本構想」の策定を行います。策定にあたっては、本協議会を中心に、下記の体制・スケジュールで検討を進めていきます。

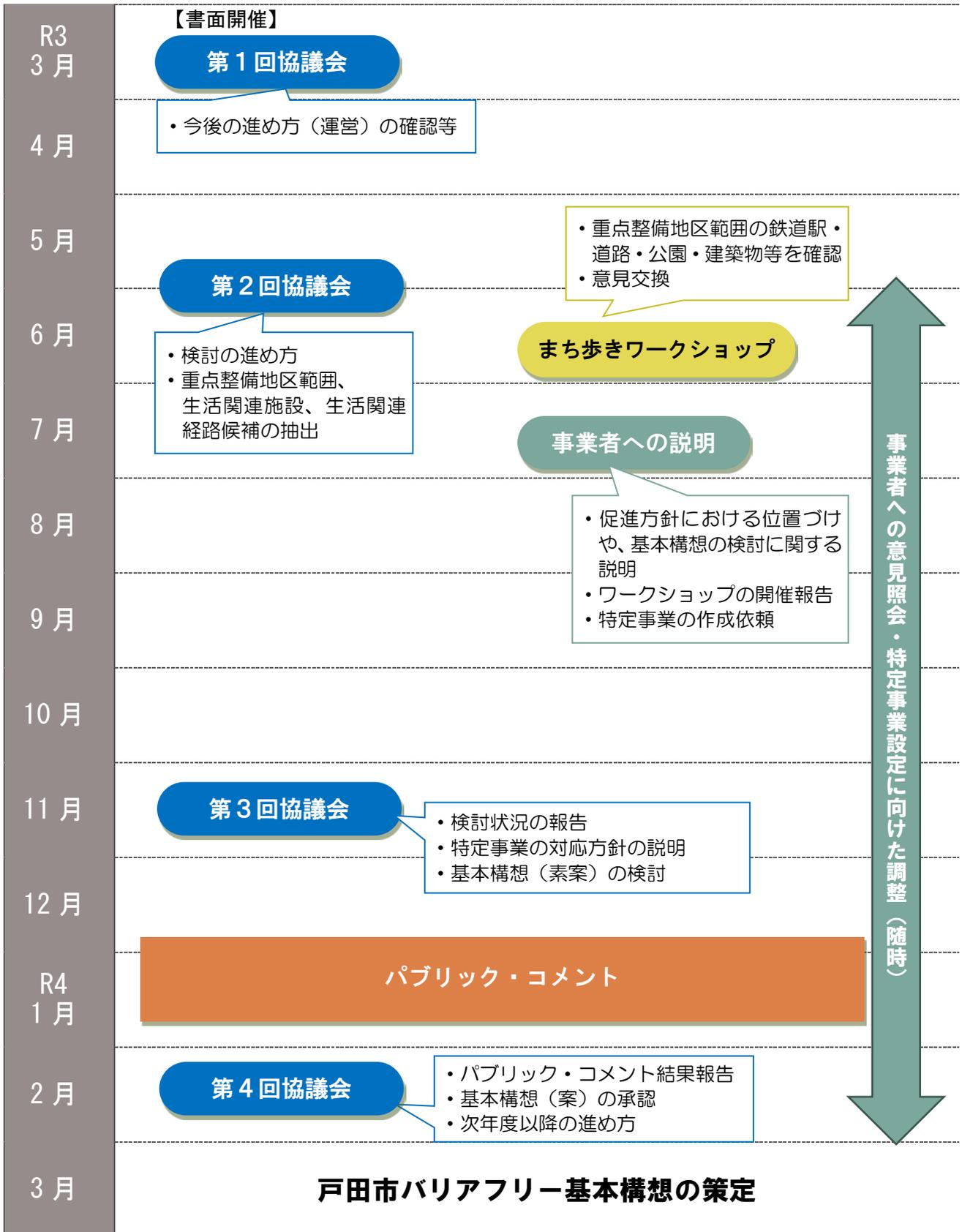
1. 策定体制と構成

本協議会を中心として、まち歩きワークショップ及び事業者説明会等を実施し、策定に向けた検討を進めていきます。

組織・活動	活動目的	参加者の構成
協議会 (令和 2 年度 1 回、 令和 3 年度 3 回予定)	基本構想に関する協議・調整や合意形成を行う母体。法に基づいて設置する。	学識経験者・障がい者団体・ 高齢者団体・子育て支援団体・ 施設設置管理者・関係行政機関等
まち歩き ワークショップ (1 回を予定)	多様な主体の参画による現地確認・意見交換を行い、バリアフリーに関する課題を把握する。	市に在住の高齢者・障がい者等 視察施設の管理者（現地協力）
事業者への説明・ 意見照会	生活関連施設・経路の管理者にバリアフリーに関する課題を伝え、特定事業の設定を依頼する。協議会での検討内容について、管理者等に事前調整・報告し、随時意見を把握する。	施設設置管理者・行政関係者（庁内）
パブリック・ コメント	基本構想（案）を広く周知し、意見を把握する。	市民等全般

図 バリアフリー基本構想策定における策定体制と構成

2. 策定スケジュール



戸田市バリアフリー基本構想策定協議会要綱

令和3年2月19日市長決裁

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条の規定に基づき戸田市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、同法第26条の規定に基づき戸田市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) その他基本構想の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表第1の委員をもって組織し、市長が委嘱又は任命をする。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会要綱（令和2年1月21日市長決裁）に規定する戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会の会長をもって充て、副会長は同協議会の副会長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 別表第1の2の項から9の項までに規定する委員が会議に出席できないと

きは、当該委員が委任状（別記様式）にて指名する者が代理として出席できるものとし、同表の10の項に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（書面等による審議）

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長又は市長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、前条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、前条第5項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

（協議結果の報告）

第7条 会長は、第2条に掲げる事項の協議を完了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

（謝金）

第8条 会長及び副会長の謝金として、別表第2に定める額を予算の範囲内で支払うものとする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、基本構想を策定した日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

団体・組織名		人数	
1	学識経験者	2	
2	障害者団体	戸田市身体障害者福祉会	2
		戸田市心身しょうがい児（者）を守る会	1
		戸田市聴力障害者協会	1
3	高齢者団体	戸田市老人クラブ連合会	1
4	子育て支援団体	特定非営利活動法人戸田ほっと社会館	1
5	地域活動団体	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会	1
		戸田市町会連合会	1
		戸田市商工会	1
		戸田市民生委員・児童委員	1
6	関係行政機関	国土交通省関東運輸局交通政策部消費者行政・情報課	1
		埼玉県企画財政部交通政策課	1
		埼玉県県土整備部道路環境課	1
		埼玉県都市整備部都市計画課	1
7	施設設置管理者	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	1
		国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所	1
		埼玉県さいたま県土整備事務所	1
8	公共交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	1
		国際興業株式会社	1
		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	1
9	公安委員会	埼玉県蕨警察署	1
10	市		7

別表第2（第8条関係）

役職等	金額（円）
会長	14,000
副会長	13,500

別紙（第6条関係）

委任状

年 月 日

（宛先）

戸田市バリアフリー基本構想策定協議会会長

団体・
組織名 _____

氏 名 _____

私は、同団体・組織の（代理人の職・氏名） _____
を代理人と定め、下記事項について代理人へ委任します。

記

- ・ 第 回戸田市バリアフリー基本構想策定協議会における議決について